

愛知県環境影響評価審査会 会議録

- 1 日時 2023年（令和5年）3月16日（木）午後1時から午後2時30分まで
- 2 場所 愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) 中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者
 - (1) 委員
中山会長、大石委員、片山委員、上島委員、櫃田委員
【オンライン出席】
吉永部会長、生田委員、伊藤委員、岡村委員、長田委員、佐野委員、鷺見委員、田代委員、塚田委員、中野委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、宮崎委員
(以上21名)
 - (2) 事務局
環境局：
水野環境局長、近藤技監、武田環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
加藤課長、渡邊担当課長、高橋課長補佐、猿渡主査、中村主任、大島主任
(以上9名)
 - (3) 事業者等
10名
【オンライン出席】6名
(以上16名)
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - ・ 会議録の署名について、中山会長が中野委員と二宮委員を指名した。
 - (2) 議事
 - ア 西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 資料2について、吉永部会長から説明があった。

<質疑応答>

【中山会長】資料2の部会報告について意見はないため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【中山会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（報告）」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙1のとおり答申した。

イ 中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【片山委員】航空機の騒音について、雲がある時とない時や、飛行機が雲の上を飛ぶ時と下を飛ぶ時では、音の地上への届き方が違うような気がする。今回のアセスの中で、そういう気象条件が違う場合も含めて、調査予測の結果を載せていく方向性はあるのか。

【事業者】航空機の騒音については、方法書に示した条件で調査予測を行うことを考えている。雲がある時とない時で分けて予測するものであるかどうかの詳細については、確認をして改めて部会等で示したい。

【片山委員】滑走路を増設して1本は離陸用、もう1本は着陸用ということだが、時間当たりどのぐらい飛行機の発着回数が増えてくるのか。その運用によって、航空機の騒音は離陸、着陸が連続することとなり、それが頻繁になっていくと音がずっと続いていくのではないかと思うがどうか。

【事業者】今回の環境影響評価をするにあたっての航空機の発着回数は、方法書の8ページにて想定しており、併せて時間帯別の発着回数のグラフも示している。グラフの薄い青色は、2019年度の平均値である306回/日の時間帯別発着回数を表している。今回の想定である369回/日の時間帯別発着回数は、濃い青色で示している。こちらは、過去最大の発着回数である2020年1月4日の365回/日の発着回数をベースに、その後増加した深夜の貨物便4回分を加えた場合の時間帯別発着回数となる。

発着回数が一番多い時間帯は、午前11時台のところで31回となっている。さらに機体別についても把握しており、今後の手続となる準備書の中で、機体別についても明らかにして、想定した時間帯別発着回数によって予測・評価を行っていきたいと考えている。

【片山委員】8ページの時間帯別のグラフを見ると、7時から22時までに多く飛んでいて、23時から次の日の6時までは数が少ない。滑走路が2本となり完

全 24 時間運用となることで、夜の時間帯の発着回数が増えていく可能性はあるか。

【事業者】滑走路が2本になり、基本的には離陸と着陸で使用する滑走路が別々となるが、それによって急に発着回数が増えることはない。

【片山委員】離陸、着陸を分けて運用することになるので、効率的で安全性が増すことにもつながるのか。

【事業者】それも考えられるが、片方の滑走路でメンテナンス作業を行っている時も、もう片方が使えるという大きなメリットがある。

【大石委員】今回の方法書では、航空機の発着回数を増やすことが目的ではないということが明記されているので、しばらくは今と同等の運用をしていくと思う。

次の大きな事業となるのは、おそらく現在沖合にて埋立が行われている場所で、滑走路を新設する時になると思うが、まだ大分先であり、その間は、特に何か変更が生じることはないと考えてよいか。

【事業者】発着回数が増えていくことが望ましいが、当面、この2本の滑走路で十分対応できると考えている。

【上島委員】事業目的は十分理解した上での質問だが、今回の方法書では、「年間発着回数については、本事業が将来の航空需要増加への対応を目的としてないことから、想定していない」と書かれている。そのことから、完全 24 時間対応や大規模補修時に備えた事業として、この環境影響評価をするのだと理解している。

そこで環境影響評価の考え方について伺いたいが、実際、滑走路が1本から2本になって、片方が離陸、片方が着陸と機能分化されることによって、潜在的には発着回数を増やすことも可能になると思う。

今回の環境影響評価は発着回数が現状と大きく変わらないことを前提にした中での評価だと思うが、この前提が将来大きく変わった時、例えば空港の運用、滑走路運用の方針が変わった時に、環境影響評価が再び行われるのか、それとも行われないのか、そのあたりは制度としてはどうなっているのか。

【事務局】まず、飛行場の環境影響評価における発着回数は、物理的に最大どれだけの航空機が飛べるかではなく、事業計画に基づき設定される。今後、発着回数が増えたらどうなるかについてだが、評価書を公告した後、騒音の影響が増したとしても環境影響評価法施行令に規定する軽微な変更該当するならば、再び環境影響評価の手続きを行う必要はない。

また、航空機騒音については、事業者とともに愛知県や三重県も環境監視を行っている。その結果によると、現状では環境基準を大きく下回る状況であるが、今後、環境監視をする中で騒音対策が必要になれば、事業者において環境影響を低減するよう対応することになる。

【上島委員】今回のアセスの対象範囲と、将来の状況が変わった場合の扱いについて理解した。

【葉山委員】鳥類について、既に空港が運用されており、バードストライクに関しては、いくつか事例がデータとして蓄積されていると思われる。そうした事例等をうまく活用して評価に活かしてほしい。

その際、定性的な評価だけでなく、定量的な評価ができる可能性が

あるかと思うがどうか。

【事業者】バードストライクについては、年に20件程度発生しており、それに関するデータは蓄積している。今回の環境影響評価にあたっては、そうしたデータを十分活用し評価をしていきたい。また、鳥類の観測もしているので、その結果も踏まえて、可能であれば定量的に評価していきたいと思う。

【宮崎委員】生物への影響についてだが、陸生動物だけ選定されていて、水生生物については影響ないということで選定されていない。住民意見によれば、水生生物に少し懸念を示している方もいる。生物への影響というと、騒音や粉じんなどが注目されるが、完全24時間運用で滑走路が1本増えることで、光の量はどれくらい増えるのか、又は今までと同じなのか。

光は、海の方までかなり広がるので、蜻蛉集効果があって良い影響を与える可能性もあるが、悪い影響を与える可能性もあるが、評価がどうなるのか教えてほしい。

【事業者】今回の事業は、発着回数の増加を目的としていない。また、空中から水中への騒音の伝播による水生生物への影響については、他の空港事業で影響検討の事例があるが、影響はほとんどないという検討結果になっている。今回、海の中での工事等もないことから、水生生物については選定していない状況である。

【宮崎委員】住民意見にもあった馬毛島では、光の影響について漁師さん達が説明を受けているようである。完全24時間運用するにあたり、光の影響を低減するために配慮すべきことをやってるのかどうか伺いたい。

【事業者】現在、国が示している環境影響評価の項目の中に、光に係る項目はない。

【宮崎委員】項目にないから水生生物への影響がないとは言えない。主務省令等で光の項目がなく考慮していないという考えだと思うが、光によって海の生き物は影響を受けると思うがどうか。

【事務局】環境項目には、大気や騒音、水の濁りというものがあり、それによる生物への影響というものもある。宮崎委員が言われた光による生物への影響について想定はされる場所ではあるが、今回の事業で、光の発生源がどこになるのか考えると、飛行場内の航空灯火がメインになるかと思う。

基本的には、航空灯火は光を散乱させるためではなく、照らすべき場所を明るくする目的で設置されていると思う。航空灯火が、今回の事業で増加するかどうか、増加した場合に海の方への影響が増加するのかわかるのは、今すぐ答えるのが難しいところである。

【中山会長】今すぐに答えるのが難しいとしても、光の項目がないから海の生物への影響がないように思ってしまうので、光に関して、もう少し前向きに何か検討する考えを示すことはできないか。

【事業者】光に関しては、今回の事業は既存施設の上に滑走路を整備するものである。すでに航空灯火があるところを滑走路に転換させるため、航空灯火がものすごく増えるというものではない。また、海上には、着陸の視認のための進入灯を設置しているが、今回増設する滑走路には進入灯は設置しないため、光に関する影響は増加しないと考えている。また改めて説明差し上げたい。

【中野委員】廃棄物について伺いたい。347ページの廃棄物等に関する予測の基本的な手法の部分で、建設副産物の種類ごとの発生状況を把握することとなっ

ている。これに関して、次のステップになるのかもしれないが、そういった建設副産物については、有効に利活用する等の考えはあるのかどうかを伺いたい。

【事務局】一般的には、廃棄物については事業に伴う種類別の発生量が予測される。また、有効利用されるかどうかについて予測評価されている事例がある。

【事業者】廃棄物の対応については、現在空港内で発生している様々な廃棄物をできる限りリサイクルすることで、資源循環に取り組んでいる状況である。脱炭素化に向けても、空港として一丸となって取り組む中で、資源循環も含めてリサイクル率を上げようとしている。今回の環境影響評価の中で、こういった形で評価できるかということについては、今後、検討していきたい。

【鷺見委員】質問でなくコメントであるが、アセスのフレームワークとして変えていくべきだと思ったことをコメントさせていただく。先ほどの光の件も含めて、調査あるいは評価すべき項目が何であるべきかという話である。

302 ページにある選定項目の表で、環境要素の区分について上の方に生活系、下の方に動植物などの項目がある。

上の方は、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」とあるが、良好な状態で保持というのは何のためにというところがあまり明確ではない。その下のところは明確に「生物の多様性の確保」と書いてある。

光という項目を考えた時に、人間に対しての光環境なのか、生物に対しての光環境なのかということがよくわからない。

例えば、工事によって濁水などが発生して、海の中の生物、魚が影響を受けそうとなった時に、その水質を調査するために項目を選定する場合、この表の上の方の項目として選定すべきなのか、下の方の動物の項目として選定すべきなのかがはっきりしない。

生物のためにという話であるなら、生物の基盤環境としての水質を調べることとして項目を選定すべきだと思う。

しかし、水質だから「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の方で項目を選定したときに、その項目は生物を対象としておらず、生物への影響が予測評価されなくなると、アセスとしてはおかしいと思う。

今後、フレームワークとして改善していけるように、ぜひ愛知県の関係の部局あるいは環境省の方で変えていけるようにと思ってコメントしたところである。

【事務局】302 ページの表にある「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」について、基本的には人間にとっての環境を良好な状態で保持する目的としており、環境基準等により評価される。その下にある「動物植物生態系に係る生物の多様性の確保」は、人間以外の動植物生態系ということになる。

例えば生物に対する水の濁りについて考えた場合、通常はまず人への影響を評価する項目として水の濁りについて予測評価を行うかどうか判断もしつつ、水質の変化について予測評価ができるので、それを踏まえて、動物への影響を評価することが考えられる。

同じデータを用いて、人への影響を見るのであれば、上の「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」の枠組みで、動物への影響を見る必要があるれば、下の「動物植物生態系に係る生物の多様性の確保」の枠組みで項

目を選定するということになると考えている。

なお、愛知県での事例はないが、海の中で工事を行う場合、海中で発生する騒音について人に対する影響ではなく、水生生物に対する影響のみを評価するとして項目を選定している事例がある。

鷺見委員の指摘を踏まえて、今後とも適切に対応していきたいと思う。

- ・ 中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書について、セントレア滑走路増設部会（別紙3）を設置し、その審議が付託された。

（3）閉会

写

令和5年3月16日

愛知県知事
大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 中山 恵子



西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和5年1月23日付け4環活第432号の諮問については、別添のとおり答申しま
す。

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての答申

はじめに

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 新たなごみ処理施設の処理能力を 292 トン/日としているが、その算定根拠をわかりやすく示すこと。
- (3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。
- (4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (5) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 悪臭

悪臭の現地調査については、梅雨期及び夏季に1日1回行うとしているが、対象事業実施区域の南側に山地が存在することを踏まえ、冬季の弱風時にも悪臭の現地調査を実施すること。

3 動物、植物及び生態系

- (1) 動物の生息状況及び植物の生育状況等に係る文献調査については、方法書に記載されている文献等も含め最新の文献等により適切に実施すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺において、オオタカが営巣している可能性があることから、オオタカの繁殖に影響を与える可能性が高い時期に動植物の現地調査を行う場合には、できる限り影響が小さい手法により調査を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域周辺において、フクロウが営巣している可能性があることから、夜間調査を実施すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺において、ヒメタイコウチが生息している可能性があることから、調査地点等を適切に設定の上、調査を実施すること。
- (5) 方法書に記載されている植生図は、対象事業実施区域及びその周辺における現在の土地利用の状況を反映していない可能性があることから、現在の土地利用の状況を把握し植生図を適宜修正した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

4 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和 5年 1月23日	審 査 会	知事からの諮問 方法書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
令和 5年 2月20日	部 会	方法書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告（案）の検討
令和 5年 3月16日	審 査 会	方法書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学理工学部教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
大石 弥幸	大同大学名誉教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
片山 直美	名古屋女子大学健康科学部教授
上島 通浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
鷺見 哲也	大同大学工学部教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎中山 恵子	中京大学経済学部教授
夏原 由博	名古屋大学名誉教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
○二宮 善彦	中部大学工学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
吉永 美香	名城大学理工学部教授

◎会長 ○会長代理

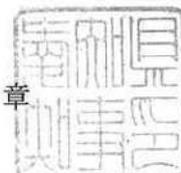
(敬称略、五十音順)

写

4環活第529号
令和5年3月16日

愛知県環境影響評価審査会
会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大村 秀章



中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書について(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)第33条において準用する同条例第10条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211(ダイヤル)

愛知県環境影響評価審査会 セントレア滑走路増設部会構成員

委員名	所属等
いとう ゆき 伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
おおいし やさき 大石 弥幸	大同大学名誉教授
おさだ かずお 長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
かたやま なおみ 片山 直美	名古屋女子大学健康科学部教授
なかの まさき 中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
はしもと ひろし 橋本 啓史	名城大学農学部准教授
みやざき たえこ 宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
よしいえ りょう 義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
よしなが みか 吉永 美香	名城大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)